

## 英国の電力市場改革、2014 年の実施に向けて 実施細目の作成が進行中<sup>1</sup>

新エネルギー・国際協力支援ユニット  
新エネルギーグループ

2011 年、電力市場改革がエネルギー・気候変動省によって発表されて以来、そのプログラムの策定作業が利害関係者のコメントを踏まえながら進められてきている。本年 6 月から 8 月にかけて、実施要綱の細目や種々の改革をもたらす影響分析レポートが多く発表され、2014 年の実施に向けてプログラムの詳細が次第に明らかになってきている<sup>2</sup>。

英国は、2008 年に気候変動法を策定し、2050 年までに二酸化炭素排出量を 80%削減する目標を設定した。今回の電力市場改革はこの目標の達成のため、電力供給の信頼性を維持し、且つ、電力料金の上昇を最小限に抑えながら、二酸化炭素の排出の少ない電力を増やすことを目標としている。今回の電力市場改革は 1990 年に実施された電力自由化以来最大の電力市場改革といわれている。

電力市場改革プログラムは 1) 差額決済契約付固定価格制度 (FIT with Contracts for Difference)、2) Carbon Price Floor<sup>3</sup>、3) Emission Performance Standard<sup>4</sup>、4) Capacity Market<sup>5</sup>の制度から成る。これらのなかで差額決済契約付固定価格制度が主要な制度であり、制度設計を巡って多くの議論を呼んでいる。

差額決済契約付固定価格制度とは、二酸化炭素の排出の少ない発電設備による電力に対してあらかじめ行使価格 (strike price) が設定され、その時々の電力市場の平均卸売り電力価格によって算出される参照価格(reference price)との差額が、発電開始から 15 年間に渡って当該電力事業者に対して投資インセンティブとして国から支払われる仕組みである。反対に行使価格が参照価格を下回る場合、電力事業者はその差額を国に返還する。

<sup>1</sup> 本稿は経済産業省委託事業「国際エネルギー使用合理化等対策事業 (海外省エネ等動向調査)」の一環として、日本エネルギー経済研究所がニュースを基にして独自の視点と考察を加えた解説記事です。

<sup>2</sup> 「Electricity Market Reform: Delivering UK Investments (June 2013)」  
「Capacity Market – Detailed Design Proposals (June 2013)」

「Electricity Market Reform – Contract for Difference: Contract and Allocation Review (August 2013)」

<sup>3</sup> 化石燃料焚きの発電所で使用される化石燃料に税金を課すことによって、排出権取引価格を一定水準以上に維持する仕組み

<sup>4</sup> 50MW 以上の化石燃料焚きの発電所からの二酸化炭素排出量に制限値を設定するもの。

<sup>5</sup>

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/209280/15398\\_TSO\\_Cm\\_8637\\_DE\\_CC\\_Electricity\\_Market\\_Reform\\_web\\_optimised.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/209280/15398_TSO_Cm_8637_DE_CC_Electricity_Market_Reform_web_optimised.pdf) 参照

本年 6 月、風力、太陽光、バイオマス、水力、地熱等 14 種類の再生可能エネルギー発電、及び、電熱併給等の低炭素発電設備に対する行使価格案<sup>6</sup>が発表され、8 月には申請・入札契約等の細目<sup>7</sup>が発表された。行使価格は今後利害関係者の意見を踏まえて最終化され、2014 年末に差額決済契約付固定価格制度の下で最初の入札が実施される予定である。

英国の現在の発電設備の 1/5 は 2020 年までに老朽化のために廃止され、一方、電力需要は経済発展、および、暖房・交通部門の一層の電化のために 2050 年まで倍増すると見込まれている。このため発電設備・送電設備等電力インフラの増強は不可欠であり、必要投資額は 1,100 億ポンド<sup>8</sup>と見積もられている。このような大規模な投資を呼び込むためにも、今回の電力市場改革が必要とされている。

差額決済契約付固定価格制度は、現行の再生可能エネルギー使用義務制度（Renewables Obligation: RO）に代わる財務支援策として導入される。電力需要者にとっては、新制度によって低炭素電力の増加による電力料金上昇がどの程度抑えることができるのかが大きな関心事である。このためエネルギー・気候変動省による試算<sup>9</sup>では、一般家庭の電力料金は 2016-2030 年の間、年間 38-53 ポンド(6-8%) 削減されるという結果が得られている。

お問い合わせ : report@tky. ieej. or. jp

---

<sup>6</sup> 「Electricity Market Reform: Delivering UK Investments (June 2013)」参照。将来、原子力発電、CCS も差額決済契約付固定価格制度の対象とすることが検討されている。

<sup>7</sup> 「Electricity Market Reform – Contract for Difference: Contract and Allocation Review (August 2013)参照

<sup>8</sup> 1 ポンド=158 円

<sup>9</sup> Electricity Market Reform Impact Assessment 参照

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/197904/cfd\\_ia\\_may\\_update.pdf#search=emr+impact+assessment%2C+decc'](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/197904/cfd_ia_may_update.pdf#search=emr+impact+assessment%2C+decc)